

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月19日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 8 号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第10条第2項」を「第13条」に改め、同条第3項中「第12条第4項」を「第16条」に、「住居手当」を「在外住居手当」に、「同条第1項ただし書」を「第14条第1項ただし書」に改め、同条第5項中「第15条第1項」を「第24条第1項」に改める。

別表第1法第10条第2項の規定による在勤基本手当の号の欄中「第10条第2項」を「第13条」に改める。

別表第2法第12条第4項の規定による住居手当の号の欄中「第12条第4項」を「第16条」に、「住居手当」を「在外住居手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)